

John E. Roemer  
*Equality of Opportunity*  
(Harvard University Press, 1998)

栗林 寛幸

---

### 1. はじめに

「機会の平等」ということが問題になるとき、われわれはそもそもどのような内容を念頭においてこの概念を使用しているのだろうか。多くの見解に共通しているのは、いったん競争が始またら個々人の選択の結果に対しては本人が責任を負わねばならないが、競争が始まる前に、社会は公正な競争が行われるための条件を整備しなければならない、という基本原則を認める点であろう。ただし、競争の前後の線引きをどこに求めるか、競争の結果に対して個人がどこまで責任を問われるか、そして社会の責任は何か、についての見解はさまざまである。

本書の目的は、自己責任の問われる領域と程度に関して社会に多様な見解が存在することを前提とし、それらを一つの体系的な枠組みの中で取り扱えるように①「機会の平等」という概念を厳密に定義し、②自己責任に関する社会的見解を、「機会の平等」を目指す具体的な政策に実現させるアルゴリズム(手続き的な仕組み)を提案することである。したがって本書は、正義に関する一般理論を提案する政治哲学の書(John Rawlsの“A Theory of Justice”など)とは性格を異にしている。

本書の方法論的な特徴の一つは、政治哲学と経済学の二つの視点を相互補完的に用いている点である。哲学的アプローチ(特にR. Dworkin、R. Arneson、G. A. Cohenなど)により問題の所在と主要な概念規定・定義を導き、経済学のツールは

これらに明晰な表現を与え、具体的な政策含意を導く役割を果たしている。後者においては、経済学部上級から大学院初年度級の数学が用いられているが、著者は数式の意味をその前後で説明しているので、数学に馴染みのない読者にも基本的メッセージは十分に伝わるよう配慮されている。本文全体は115ページとコンパクトである。

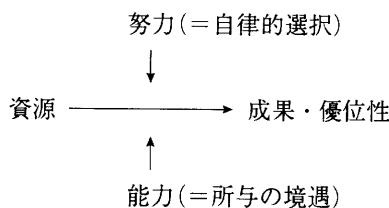
### 2. 概念の整理と基本理念：自律的選択の内と外

はじめに「機会の平等」を特徴付ける際に鍵となる概念を整理しよう(2、3章)。まず機会(opportunity)という概念は、資源を適切に用いることによってもたらされる可能性、あるいは「優位性(advantage)へのアクセス」(Cohen(1989))として用いられる(p. 24)。よって「機会の平等」が目指すのは簡単にいうと平等なアクセスの保障である。ただしその可能性を活かし個人が努力によって達成する結果については本人が責任を負うのであって、「結果の平等」と対照的であることはいうまでもない。

次に、具体的に何が平等化(政策的介入)の対象になるべきかについて特定する。著者によればそれは「個人的な境遇(circumstance)の相違」であって、①政策目標とされている優位性(教育水準、健康状態、労働生産性など)を獲得する個人の能力(ability)に影響を及ぼし、かつ②個人が責任を問われるべきではないと社会的に認められて

いるようなもの、である(p. 5)。

教育予算の分配を例にとって説明しよう。学校教育において、子供はさまざまな形で提供される資源(resource)(施設・授業など)を利用して教育の成果(achievement)(知識・技術)を獲得する。では、学校教育を通じた「機会の平等」とは各子供に対して教育予算を均等に分配することで達成されるのであろうか。そうとは限らないと筆者はいう。なぜならば、子供が一定の教育資源を利用して教育の成果を上げるための能力には個人差があり、その個人差は概して、当人の自律的選択(autonomous choice)(努力など)に基づくものではなく、当人が選ぶことのできない境遇(遺伝、家族・社会環境など)に由来するからである。(本書では、努力によって改善可能な個人の属性は、定義上、能力とは呼ばれない。)図式化すると以下のように表せる。



そこで個人の能力を決定する境遇の異同にしたがって、政策的に必要かつ可能な限りで、子供を複数のタイプに分類する。同じタイプの子供は育った境遇がほぼ同じということになる。「機会の平等」を目指す教育政策の基本原理は、①同じタイプに属する子供に対しては(努力水準の違いが成果の違いに直接反映されるよう)均等に資源を提供し、②同程度の努力を費やす子供に対しては(タイプに起因する格差を補償して同水準の優位性を獲得できるよう)差をつけて資源を分配する、という方針に集約される。すなわち、人々の優位性における格差が努力水準の差異に基づく場合には政策的介入は行わず、それが個人的選択の範囲を超える能力の違いに由来するならば政策的に補償する、というのが「機会の平等」の基本的理念である。

### 3. 政策への応用例：教育支出と所得税

機会平等の理念を数理モデルによりフォーマルに定義(4、6章)したのち、著者はこの原理を医療保険(8章)、失業保険(10章)などのモデルに適用して具体的な政策的含意を導いている。効用を政策指標として、モデルの厚生主義的解釈を行うことも可能である(7章)。ここでは前節に引き続き、著者が本書全体を通じて頻繁に言及する教育資源の分配(9章)を例に検討しよう。

2期間モデルを考える。個人は第一期において、能力を所与とし教育資源と自己の努力をもとに知識・技術を身につけ、第二期には効用最大化原理にしたがって労働と余暇を選択し、所得税を納めて(あるいは所得補助を受けて)消費を行う。われわれが注目する教育の成果・優位性は生産性(賃金水準)である。単純化のためタイプ(能力)と努力の水準はそれぞれ高低二つのみとする。このとき、能力および努力水準のそれぞれ異なる子供達が将来所得を得て消費を行うための機会を平等に保障するには、所与の教育資源をどのように分配すればよいだろうか。政府の政策手段は教育予算の分配と線形所得税の二つである。

生産性を決定する関数に関する技術的な仮定と一般的な効用関数のもとで、著者は以下の命題を導いている。すなわち、機会の平等を目指す教育政策は、同水準の努力を費やす子供がタイプに関わらず次期に同水準の生産性を獲得できるように資源を分配する、というものである(pp. 59–60)。よって、不利な環境に生まれ育った子供に対しては、それを補償するために、より多くの教育資源を提供すべきであるという結論が導かれる。

これに対して、教育資源の均等な分配を主張する人々は、①個人間の境遇の相違を認めない(すべての個人が同じタイプに属するとみなす)、あるいは②本書で定義される機会平等の原理自体を受け入れない、のいずれかである。他方、能力の高い子供に優先的に教育資源を投入し、能力の

低い子供(将来の低所得者)には高所得者から徵収される所得税で移転を行えばよい、という見方もある。これは教育資源の投資の効率性を最重視する立場である。ただし、タイプ別の一括税による所得移転が不可能な場合、この方法は必ずしも最適ではないことが示されている。また、教育がもたらす自立・自尊・自助の価値(モデル内では考慮されていない)を認めるならば、不利な社会的環境に置かれている子供に対する優先的待遇を支持する根拠は強まるであろう。

著者はさらに、米国の黒人および白人男子に対する学校教育予算の分配に関して実証研究を進めており、その結果の概略を紹介している(11章)。米国黒人男性の平均所得が白人のそれよりも低いこと、また教育支出額が個人の将来所得に及ぼす影響は大きくないこと、は統計的に知られている。興味深いのは、「それゆえに」機会平等を重視する政策が黒人をかなり大胆に優遇する補償的支出を勧告するという結論である。逆に、教育支出が生産性に与える正の影響が現在信じられているよりも大きいとしたら、それほど差別の分配を行う必要はない、といえる。

#### 4. 機会平等原理の適用範囲: ひとつの試案

これまで「機会の平等」の哲学的背景、形式的定義、政策的含意を検討してきた。ただし、著者はこれがあらゆる経済政策・社会政策に適用されるべき万能の原理であると考えているわけではない。問題は、機会平等原理の適用範囲(scope)をどのように設定するかである(12章)。例として以下の問題を考えてみよう。身長の低いバスケットボール選手は、本人の選択によらない理由で不利益を被っていることを考慮し、プロチームへの入団において優先的に待遇されるべきか? 医師資格試験に失敗した者でも、不遇な環境で育ち、かつ人一倍の努力をしたのであれば、医師になることが認められるのか? 機会平等の原理をこれ

らのケースに適用するならば、いずれも答えは肯定的である。しかし、著者によれば(そしてわれわれの常識に照らしても)これらのケースは機会平等原理の適用範囲外である。

あらためて、「機会の平等」に関する二つの概念を区別する必要がある。第一の「機会の平等」はこれまで説明してきたものであり「競争条件均等化原理(level-the-playing-field principle)」と呼ぶことができよう。第二の考え方は、あるポストに就くために必要な資質・属性を備えている者が、それとは無関係な理由で選択の過程から排除されなければならないという要請であり、「無差別原理(nondiscrimination principle)」と言い換えられる。後者に従う場合、最終的には実力のみがものをいうのであって、努力の水準自体には(それが実力に反映されないであれば)意味がない。

二つの概念の相違は、機会平等原理による資源の分配が、個人の能力・努力水準と優位性に着目して行われるのに対し、無差別原理はむしろ個人が生産する生産物の消費者の厚生を考慮する点にある。医師免許の例で説明しよう。このケースに機会平等原理を適用するということは、医師になるよう努力している者の希望の実現を最重要視することである。一方、無差別原理が適用される場合、最も重視されているのは患者の生命・生活である。

著者は機会平等原理の適用範囲について、以下のように提案している。すなわち、機会平等原理が適用されるのは、一般に仕事・地位に就くためにおおよそ必要な基本的な属性の獲得が問題となる場合である。他方、無差別原理はある特定のポストをめぐる競争の過程で適用されるべきである(pp. 86-87)。したがって、医師という特定のポストに就く者の選抜(免許付与・雇用契約)においては無差別原理が適用されることになる。

著者は、現代民主主義社会の市民の多くは次の言明に同意するだろうという。①基準に満たない

実力を有する個人が特定のポストに就く社会的費用は、彼(彼女)がそのポストを占める社会的便益を上回る。②長期的に見れば、不利な境遇に置かれた人々に対する教育と訓練の社会的便益は、機会平等原理を適用することの社会的費用を上回る。これらは著者が提唱する機会平等原理の適用範囲と整合的である。

### 5. 哲学から経済学への翻訳：技術的問題点と妥協

以上、著者の主張の倫理と論理を簡単にたどった。その基本的メッセージは本書を通じてもちろん一貫しているが、哲学的に吟味された概念・原理を経済学的分析の俎上に載せる過程で若干の困難が生じている。

第一に、「同程度の努力をした者には同水準の成果を保障する」というときの努力の「程度」は、絶対的水準ではなくタイプ内における相対的位置(例えば上位20%など)を指している。これは、タイプごとに絶対的な努力水準の分布の形状が異なり、個人が責任を負うのは各分布内における相対的な位置のみであるという理由による(3章)が、(努力水準の直接的な測定可能性を仮定したとしても)広範な合意が得られる保証はない。

第二に、機会の平等を達成するための資源のタイプ別分配方法は、各々の相対的努力水準(例えば上位1%、2%、……、100%)に対応して求められるが、それら(100の分配方法)が一致するとは限らない。そこで妥協案として、政策は「相対的努力水準が同じ(ただし能力は異なる)諸個人のうちで最も成果の小さい者の達成水準」に着目し、その(100人の)達成水準の平均を最大化するようデザインされる。これは明らかに、(経済学的に単純化された)ロールズ流格差原理と平均功利主義の要素を併せ持っている。実際著者が指摘するように、この社会目標はタイプの特定次第でどちらにも一致し、一般的かつ柔軟である。ただし、この

技術的妥協はマクシミン・ルールおよび功利主義の双方の難点を免れないし、対立する価値を非常に特殊な形で折衷しているといえる。

第三に、インセンティブの問題が5章で取り扱われているが、十分に議論されているとは思われない。特に、タイプの虚偽申告(misrepresentation)の可能性がある場合、あるいは政治的反対が予想される場合、タイプに基づく差別的待遇を取りやめる(pp. 28-30)というのでは、問題を回避するために機会平等原理の適用を一方的に放棄しているという批判を招くだろう。また著者も認めるように、機会平等政策が後の世代の努力誘因に及ぼす正負の効果は理論的にも政策的にも重要であるが、十分には分析されていない。

### 6. 経済学から哲学への要請：正義の一般理論

最後に、著者が本書では明示的に対象外としたにもかかわらず本質的に重要であると認める論点について触れておこう。ある問題に機会平等原理が適用される際には、三つの要素が確定していかなければならない。それは①その問題は機会平等原理が適用されるべき範囲内にあるという確認、②個人のタイプの分類に用いられるべき境遇の構成要素の確定、③機会の平等に社会がコミットする程度(extent)(=割り当てる資源量)の決定、である。

①については先ほど著者の試案を検討した。②について、個人のさまざまな特性のうちどれが「境遇」に属し、どれが「自律的選択」の範囲内であるかに関して意見が分かれるのは自然である。例えば知能指数などは前者の指標とされているものの、それまでの努力の結果を反映していないとは言い切れない(p. 9)。また③を決定する(例えば現世代の学校教育支出の規模を決める)ためには、なんらかの基準に基づいて機会の平等と他の価値をバランスさせ、また現世代と将来世代が享受する機会および厚生の水準に折り合いをつけなければならない。結局、これらの社会的選択はす

べて、(実際には政治過程に依存するが) 理論的に  
は世代内ののみならず世代間をも含めた分配の正義  
に関する一般理論を要請するのである。

#### 参考文献

- Arneson, Richard. 1989. "Equality and Equal Opportunity  
for Welfare." *Philosophical Studies* 56: 77–93.  
Cohen, G. A. 1989. "On the Currency of Egalitarian Justice."

- Ethics* 99: 906–44.  
Dworkin, R. 1981. "What is Equality?" Parts 1 and 2.  
*Philosophy and Public Affairs* 10: 185–246, 283–345.  
Roemer, J. 1994. *Egalitarian Perspectives: Essays in  
Philosophical Economics*. New York: Cambridge  
University Press.  
Roemer, J. 1996. *Theories of Distributive Justice*. Cambridge,  
Mass.: Harvard University Press.  
(くりばやし・ひろゆき  
英國ケンブリッヂ大学大学院博士課程)